

市内で毎年3千件超!

身近に潜む消費者トラブル



説明を信じて、マニュアルを購入してみたが…



商品の購入やサービスを契約した際の相談窓口である消費生活センターには、毎年3千件以上の相談が寄せられています。しかし、これは氷山の一角に過ぎません。今号では、中高年だけでなく若者も陥ってしまう消費者トラブルの事例と対処法を紹介します。

消費生活センター ☎7163-5853・FAX 7164-4327

事件ファイル No.1 もうかるはずだったのに…

副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウと称して、インターネットなどで販売されている情報商材。これを買えば誰でも簡単に利益が出るという話だったのに、かずきさんはお金をいくらつぎ込んででも全く利益が出ませんでした。



かずき 稼頭希さん (40歳代)

消費生活センター相談員から一言!



「簡単に収入が得られると信じて購入したのに利益が出ない」という相談が多く寄せられています。簡単に手に入る情報が、高額で販売されることもありますので、広告内容をうのみにせず、安易に業者へ連絡しないでください。



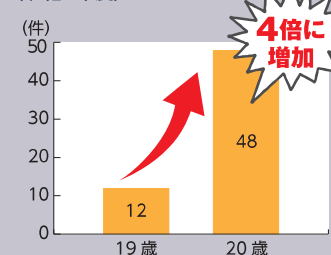
ココに注意!

数万円以上する高価な情報商材が本当に必要なのか、今一度よく考えてください。書店で販売されている数千円の本に、同様の内容が記載されていることがよくあります。誰でも簡単に高額収入が得られるおいしい話は、まずありません。

若者も大人になるとトラブルが急増!

20歳を境に「高額な契約をして支払えない」という相談が増加します。親権者の同意なくお金を借りられたり、安定した収入が無いのにクレジットカードで支払いができたりすることが原因の一つです。来月から、成年(成人)年齢が18歳に引き下げられるため、社会経験の少ない18・19歳が消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

柏市消費生活センターへの相談件数 (令和2年度)



次ページでは、「若者のトラブル事例と対策について」を紹介します ▶▶▶

新型コロナワクチンに関する情報は8面をご確認ください



携帯電話や松戸局(047局)から本紙の市外局番のない番号にかけるときは最初に [04] を付けてください



電話での問い合わせが困難な場合はファクス 7166-8289 もご利用ください

被害に遭いやすいのは 高齢者だけではありません!

極端にお得な話は無いと分かっている、つい期待をしてしまった経験はありませんか。
早とちりをして、トラブルに巻き込まれてしまった若者の事例を紹介します。

事件
ファイル
No.2

お試しのはずが...

通信販売でプロテインを注文したしずおさん。効果を実感できず、初回お試し500円で良かったと一安心。しかし後日、同じ商品と通常価格1万円の請求書が届いてビックリ。1回だけのお試しだったはずですよね?



しずお
試便夫さん
(20歳代)

消費生活センター相談員から一言!



しずおさんが注文した商品は、複数回の購入が条件で、1回目の購入価格だけが安い「定期購入」でした。注文したホームページの利用規約等にも「●回の継続購入が条件」と書いてありますので、規約に従うことになります。



ココに注意!

商品を紹介するホームページには、取引条件が記載されています。目に留まりやすい初回価格だけではなく、「特定商取引法に基づく表記」や「返品条件」が書かれた部分等をしっかりと確認してから購入しましょう。

事件
ファイル
No.3

借金だったなんて...

卒業旅行に行くお金が足りず、1回だけのつもりで、初めてクレジットカードのリボ払いを使ったのぶえさん。毎月の請求額が少額だったので、そのままリボ払いを使っていたら、なんと利用残高は100万円に。どうしよう!



のぶえ
信博さん
(20歳代)

消費生活センター相談員から一言!



リボ払いは毎月の支払額を少なく設定でき、一時的に出費を抑えたいときには便利な支払い方法ですが、利用残高がある限り手数料が掛かります。クレジットカードの利用残高を定期的に確認し、返済できる範囲内の利用を心掛けてください。



ココに注意!

クレジットカードには、リボ払い専用のものや標準設定がリボ払いになっているものがあります。事前に、一括払い・分割払い・リボ払いなどの支払い方法を確認しましょう。

来月から 18歳で成人に

明治9(1876)年に20歳で成人と定められてから、およそ140年が経過し、世界では18歳成人が主流となりました。日本でも、若者の自己決定権を尊重し社会参加を促すため、4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられます。

18歳から
できること

- 親の同意がなくても契約できる
- 賃貸住宅の契約
- クレジットカードやローンの契約
- 10年有効のパスポートの取得 など



18歳から
負うべきこと

- 裁判員になる
- 損害賠償請求を受ける
- 重大犯罪を起こすと実名報道される など



20歳のままで
変わらない
こと

- 飲酒
- 喫煙
- 成人式(柏市の場合) など



■成人になる時期

生年月日	成人になる日
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日
平成14年4月2日~平成16年4月1日	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日

ご家族が被害に遭う前に伝えてほしい

「簡単にもうかる」などのインターネット広告や友人からの誘いをきっかけに、若い世代にも消費者トラブルが発生しています。誘い文句をうのみにせず、「契約はしない」とはっきり断ることが大切です。この機会に、安易なもうけ話は信じないようにお子さんやお孫さんにも注意してあげてください。



消費生活センター
諏訪部(すわべ)正敏所長

一人で悩まずに相談を
消費生活センター ☎7164-4100

18歳成人で、我が家の家計はどうなるの?

成人年齢の引き下げの影響を受ける「お金に関する気になること」を紹介します。
■住民税について=市民税課 ☎7167-1124、養育費について=こども福祉課 ☎7167-1455

Q

昨年から、月に17万円ほどの収入がある18歳です。成人になると支払う税金が増えますか



Q

19歳の子どもに特定扶養控除が適用されています。成人になると、住民税からの控除は無くなりますか



Q

離婚をしたとき、子どもが成人するまで養育費をもらう約束をしました。18歳になると、もらえなくなりますか



A

これまで、前年の合計所得が135万円以下の未成年は住民税が非課税でしたが、今回の事例で基礎控除だけの場合は、年に9万円ほどの納税が必要です

A

12月31日時点で、子どもの年齢が19~23歳の場合に適用される特定扶養控除は、成人年齢引き下げの影響を受けないので引き続き適用されます

A

令和4年4月1日以前に「養育費は子どもが成人するまで」という取り決めをしている場合は、原則20歳まで養育費を受け取れます